

令和6年10月27日執行
衆議院小選挙区選出
議員選挙
(福岡県第11区)

選挙公報

投票日10月27日

福岡県選挙管理委員会

いのちと暮らしを最優先



しき玲子のプロフィール

1953年 久留米市生まれ
1976年 福岡女子大学文学部卒
福岡県立福岡中央高校 (国語講師)
1978年 福岡県立城南高校、同宇美商業高校
同筑紫中央高校に勤務 (国語教諭)
2015年 教職員共済協福岡県事業所 所長
2016年 福岡県高教組退職教職員の会 会長
女性会議福岡県本部事務局 次長
非正規雇用フォーラム・福岡役員
2020年 社民党福岡県連合副代表

物価高対策と生活再建

- 消費税を当面0%にし、国民生活を支援します
- 大企業の内部留保に税金をかけ、物価高対策の財源にします

子育て支援と教育政策の充実

- 安心して子育てができる社会をめざします
- 奨学金は返済しなくて良い給付型にします
- 給食費の無償化を行います

脱原発と地球環境政策

- 原発再稼働の期限延長に反対します
- 2050年までに自然エネルギー100%をめざします

ジェンダー平等の社会実現

- 社会のあらゆる場への女性進出をめざします
- 多様性社会を実現します

憲法を守り、戦争のない平和な社会

- 憲法改悪に反対し、武器輸出は許しません
- 防衛力増強のための増税に反対します
- 築城基地の爆音対策に取り組みます

企業団体献金や政治資金パーティーの禁止

- 政策活動費の廃止を実現します

比例代表は
社民党

とお書きください

しき
玲子
社民党公認

国民が希望にあふれ
誇りを持てる日本を築く

誰もが経済成長と
豊かさを実感できる
強い経済の実現



全ての世代がいつまでも
安心して暮らせる
社会保障制度の確立



地域分散型の国づくりで、
活力ある地方の実現



戦略的外交と
安全保障体制の強化で、
国益を守る



食料安全保障の確立、
農畜産物の
再生産価格を実現



人に優しい
デジタル社会の実現



エネルギー
安全保障の確立



国民の命と生活を守る
国土強靱化を
実現



新たな国の
かたちを示す
平和憲法の実現



たけだ良太
プロフィール

昭和43年4月1日福岡県田川郡赤池町(現福智町)生まれ
早稲田大学大学院修了
平成15年 衆議院選挙福岡11区にて初当選、以来7期連続当選
平成20年 防衛大臣政務官(福田改造内閣・麻生内閣)
平成23年 自民党福岡県支部連合会会長
平成24年 衆議院安全保障委員会委員長
平成25年 防衛副大臣(第二次安倍内閣)
平成28年 自民党幹事長特別補佐兼副幹事長

令和元年 国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣(防災)
行政改革・国家公務員制度・国土強靱化担当大臣
(第四次安倍第二次改造内閣)
令和2年 総務大臣(菅内閣)
令和3年 自民党災害対策特別委員会委員長
日韓議員連盟幹事長(現職)



自民党公認・公明党推薦・農政連推薦
たけだ良太
福岡11区

令和6年10月27日執行

衆議院小選挙区選出
議員選挙
(福岡県第11区)

選挙公報

投票日10月27日

福岡県選挙管理委員会

最低所得保証制度

「日本を良くしたい」

という純粋な気持ちで中央官庁(経済産業省)において21年間、
経済と産業を振興し、地域を活性化させてまいりました。この安定した
公務員を辞め、人生の全てをかけて故郷と日本のために働く覚悟です。

改革 実行
清潔 即戦力



● 最低所得保障制度の導入

全国民が最低限の生活を送れる様に保障する
「給付付き税額控除」もしくは「ベーシックインカム」の
導入を検討し、併せて年金制度等を見直します。

● 議員定数・議員歳費の3割カット

議員歳費のカットの実現までは、議員歳費の2割を
自主的にカットし、そのカット分を被災地等へ寄付します。

● 教育無償化など、未来への投資

幼児教育から大学までの教育の全過程を無償化し、
給食費を無償化します。また出産費用を無償化します。

● 経済の活性化と財政再建

土地や建物の価値が上がる様に諸制度を見直します。不動産の
資産価値が高まれば、その分、国民は貯金を消費に回すので、
バブル以前の様な高い経済成長が実現し、財政は健全化されます。

元経済産業省室長

村上ともものぶ

日本維新の会

略歴

昭和44年 築上町生まれ 福岡県立京都高等学校卒業、横浜国立大学卒業、
東京大学大学院修了、経済産業省、資源エネルギー庁、消費者庁、東北大学教授
村上ともものぶ 検索 <https://murakamitonobu.rgr.jp/>

投票日10月27日

投票日当日の投票時間は、原則として
午前7時から午後8時までです。

(ただし、一部の地域で、この時間と異なる場合もありますので、
市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。)

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。

投票日10月27日

◇ 投票日当日に用事などがある場合は、
「期日前投票」ができます。

- ・ 仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由でも利用できます。
- ・ 投票日の前日まで、選挙人名簿に登録されている市区町村の期日前投票所で投票ができます。
- ・ 期日前投票の投票時間は、土曜日、日曜日も含めて、原則として午前8時30分から午後8時までです。

◇ 病気や、けがなどで字が書けない方のために、
係員が代わって投票用紙の記入を行う
代理投票の制度があります。
代理投票を利用されたい方は、投票所で
お申し出ください。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。

投票日10月27日

◇ 投票の順序

- ① 小選挙区 ② 比例代表 の順で投票します。
※ 最高裁判所裁判官国民審査 も併せて行われます。

◇ 投票用紙の記入の仕方

小選挙区は **候補者名** を、

比例代表は **政党名** を記入します。

◇ 投票日当日の投票時間は、原則として 午前7時から午後8時までです。

(ただし、一部の地域で、この時間と異なる場合もありますので、
市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。)

大事な投票、忘れずに!



選挙の「めいすいくん」

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。